

## 商品・役務の類似関係

### 1 類似群とは

類似群とは、商品の生産部門、販売部門、原材料、品質等において、それぞれ共通性を有する商品を、又は役務の提供手段、目的若しくは提供場所等において、それぞれ共通性を有する役務をひとくくりにしたもので、このひとくくりにされた商品・役務は類似するものと推定して取り扱っています。

これにコードを付したものを類似群コードといますが、同じ類似群コードは同一区分内だけではなく、他の区分にも多数存在します。

#### 【商品・役務の類似群コード】

##### (A) 商品の類似群コード例

第 1 6 類 書籍 ( 2 6 A 0 1 )

第 2 4 類 タオル ( 1 7 B 0 1 )

##### (B) 役務の類似群コード例

第 4 1 類 技芸・スポーツ又は知識の教授 ( 4 1 A 0 1 )

第 4 4 類 医業 ( 4 2 V 0 2 )

##### (C) 同類間の類否

第 1 6 類 書籍 ( 2 6 A 0 1 )      類 似      新聞 ( 2 6 A 0 1 )

書籍 ( 2 6 A 0 1 )      非類似      鉛筆 ( 2 5 B 0 1 )

##### (D) 他類間の類否

第 1 4 類 宝石箱 ( 2 0 A 0 1 )      類 似      第 2 0 類 家具 ( 2 0 A 0 1 )

第 1 4 類 宝石箱 ( 2 0 A 0 1 )      非類似      第 1 6 類 鉛筆 ( 2 5 B 0 1 )

### 2 類似群コードとは

指定商品・指定役務は、登録商標と同様に商標権の専用権、禁止権を定める上で極めて重要となります。そこで、指定商品・指定役務について、互いに類似する商品・役務であると推定されるものを「類似する商品群」又は「類似する役務群」として、これを公表しています。

この「類似する商品群」又は「類似する役務群」には、類似群コードと呼ばれる 5 桁のコードが付けられています。類似群コードは、「先願・既登録調査」「拒絶理由解消のための指定商品又は指定役務の補正」「他人の登録商標との権利の抵触の有無」等に利用されています。

#### (A) 商品の類似群コード

商品の類似群コードは、昭和 3 4 年 ( 1 9 5 9 年 ) 法に基づく類似商品審査基準による大分類、中分類に沿って以下のように定めています。

1) 大分類はアルファベット大文字を用いて表しています。

2) 中分類はアラビア数字を用いて表しています。

商品区分	商 品	
0 5	大 分 類	中 分 類
	燃料 A	固形燃料 0 1
		液体燃料
		気体燃料 0 2
	工業用油 B	工業用油 0 1
	工業用油脂 C	動物性油脂
		植物性油脂
加工油脂 0 1		
ろう D	ろう 0 1	
高級脂肪酸 E	高級脂肪酸 0 1	

\* 商品「液体燃料」の類似群コードは、「0 5 A 0 2」となります。

(B) 役務の類似群コード

役務の類似群コードは、平成3年（1991年）改正の類似商品・役務審査基準をもとにして付与されています。

（当時は、第35類から第42類）

役務区分	役 務
3 5	広告業 3 5 A 0 1
	経営の診断 市場調査 商品の販売に関する情報の提供 3 5 B 0 1
	財務書類の作成又は監査若しくは証明 3 5 C 0 1
	職業のあっせん 3 5 D 0 1
	競売の運営 3 5 E 0 1
	輸出入に関する事務の代理又は代行 3 5 F 0 1
	速記 筆耕 3 5 G 0 1
	書類の複製 3 5 G 0 2
	文書又は磁気テープのファイリング 3 5 G 0 3
	建築物における来訪者の受付及び案内 3 5 H 0 1
	広告用具の貸与 3 5 J 0 1
	複写機の貸与 3 5 J 0 2